

## 上 程 議 案 等 表 決 順 序 表

全 : 全会一致  
99 : 賛成多数

1 第	120	号	議案	令和4年度島根県一般会計補正予算(第6号)
第	121	号	議案	令和4年度島根県臨港地域整備特別会計補正予算(第2号)
第	122	号	議案	令和4年度島根県病院事業会計補正予算(第2号)
第	123	号	議案	令和4年度島根県流域下水道事業会計補正予算(第2号)
第	127	号	議案	島根県手数料条例の一部を改正する条例
第	128	号	議案	島根県県税条例の一部を改正する条例
第	129	号	議案	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第	130	号	議案	島根県犯罪被害者等支援条例
第	131	号	議案	公の施設の指定管理者の指定について 《島根県立しまね海洋館》
第	132	号	議案	公の施設の指定管理者の指定について 《島根県立島根県民会館》
第	133	号	議案	公の施設の指定管理者の指定について 《島根県芸術文化センター》
第	134	号	議案	公の施設の指定管理者の指定について 《島根県立三瓶自然館及びその附属施設》
第	135	号	議案	公の施設の指定管理者の指定について 《島根県立宍道湖自然館》
第	136	号	議案	公の施設の指定管理者の指定について 《島根県立産業交流会館》
第	137	号	議案	公の施設の指定管理者の指定について 《島根県立八雲立つ風土記の丘》
第	139	号	議案	当せん金付証券の発売について
第	140	号	議案	権利の放棄について 《島根県中小企業高度化資金の貸付金に係る債権の請求権の放棄》
第	141	号	議案	契約の締結について 《出雲警察署庁舎新築(建築)工事》
第	142	号	議案	変更契約の締結について 《一般県道斐川上島線(武部2工区)総合交付金(改築)(仮称)武部トンネル工事》
第	153	号	議案	令和4年度島根県一般会計補正予算(第8号)
2 第				
第	124	号	議案	個人情報の保護に関する法律施行条例
第	125	号	議案	島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例
第	126	号	議案	島根県情報公開・個人情報保護審査会条例
第	138	号	議案	公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限の変更について

20件  
採決  
(起立表決)

全

4件  
採決  
(起立表決)

99

3 議員提出 第14号議案 緊急事態に関する建設的な議論を求める意見書 — 採決 (起立表決)

99

4 議員提出 第12号議案 島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 — 採決 (起立表決)

全

5 請願 第 48 号 本年10月12日「赤い水曜日」副題は「慰安婦運動30年の嘘」という本が発売されました。 — 採決 (起立表決)

著者は韓国の国史教科書研究所所長などを務めておられる金柄憲(キム・ビョンホン)氏です。帯には「慰安婦の証言は真っ赤な嘘だった」「彼女たちは性奴隷ではなく強制連行もされていない」とあります。

島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」並びに、これを基にして日本政府に出された意見書(文中では「当該意見書」と記します)は河野談話を曲解し「公人は性奴隷制度やアメリカ下院決議を否定する論理に反論しなければならない」という主張に半ば強制的に従うことが、「元慰安婦の二次被害防止につながる」という、理解しがたい論理構成となっています。

しかし我が国政府の公式な見解とともに「赤い水曜日」を読めば、当該意見書は明らかに間違っており、韓国や国際社会に間違ったメッセージを発信し続けていることが理解できます。

従いまして平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」並びに、これを基にして政府に出された意見書を無効とする決議を求めます。

99

不採決

6 第 112 号 議案 令和3年度島根県電気事業会計の利益剰余金の処分及び決算の認定について  
第 113 号 議案 令和3年度島根県宅地造成事業会計の利益剰余金の処分及び決算の認定について

認定 第 2 号 議案 令和3年度島根県工業用水道事業会計決算の認定について

認定 第 4 号 議案 令和3年度島根県流域下水道事業会計決算の認定について

4件 採決 (起立表決)

全

7 認定 第 1 号 議案 令和3年度島根県病院事業会計決算の認定について

認定 第 3 号 議案 令和3年度島根県水道事業会計決算の認定について

認定 第 5 号 議案 令和3年度決算の認定について(一般会計及び特別会計)

3件 採決 (起立表決)

99